

## 第3章 計画の内容

### 1 教育・保育提供区域の設定

国の基本指針では、市町村は教育・保育を提供する単位として、地理的条件や社会的条件、教育・保育を提供するための施設の整備状況等を総合的に勘案し、教育・保育提供区域を設定することとされています。

五島市では、その地理的条件や人口分布からみて、地区や小・中学校区単位で需給調整を行うには範囲が狭すぎると考えられること、五島市内の保育所において、これまで特に通園区域は設定しておらず、また、その方が勤務状況に合わせた保育所利用や、教育・保育の特性を踏まえた施設の選択等、利用者の細かなニーズにも対応しやすいことを考慮し、市全域を一つの教育・保育提供区域と設定することとしております。

## 2 教育・保育の量の見込み及び提供体制の確保

就学前児童の教育・保育について、幼稚園・保育所の利用実績やアンケート調査の結果により把握した利用希望などを踏まえ、計画期間内の「量の見込み」を設定します。そして、「量の見込み」に対する「確保方策」を設定することで、ニーズに見合った提供体制の確保を目指します。

また、教育・保育の「量の見込み」及び「確保方策」については、子ども・子育て支援法に基づき、保育の必要性や年齢により区分された下記の認定区分ごとに設定します。

認定区分	内 容	利用できる主な施設
1号認定	満3歳以上で、教育を希望する児童 (保育の必要性無)	幼稚園・認定こども園※
2号認定	満3歳以上で、保護者の就労等の理由により 保育を必要とする児童 (保育の必要性有)	保育所・認定こども園・ 地域型保育※
3号認定	満3歳未満で、保護者の就労等の理由により 保育を必要とする児童 (保育の必要性有)	

※ 認定こども園…幼稚園と保育所の両方の機能を併せ持った施設として、県から認定を受けた施設。

※ 地域型保育…市から認可を受けた家庭的保育、小規模保育、居宅訪問型保育、事業所内保育事業。

### 【現状】

五島市内には、現在、認定こども園 5 園、認可保育所 13 園が設置されています。近年の保育需要の高まりにより、保育所では定員の弾力化により定員を超えた受け入れをしていますが、待機児童は発生していない状況です。

また、特定地域型保育事業として、小規模保育提供施設（へき地保育所）が 2 施設、家庭的保育施設が 1 施設、事業所内保育施設が 1 施設あります。

## 「量の見込み」と「確保方策」

(単位:人)

		令和2年度			令和3年度			令和4年度		
		1号	2号	3号	1号	2号	3号	1号	2号	3号
①量の見込み		135	555	366	132	527	370	128	501	364
②確保方策	保育所		419	301		419	301		419	301
	認定こども園	134	135	106	134	135	106	134	135	106
	地域型保育		51	17		51	17		51	17
	計	134	605	424	134	605	424	134	605	424
②-①		△1	50	58	2	78	54	6	54	60

		令和5年度			令和6年度		
		1号	2号	3号	1号	2号	3号
①量の見込み		125	485	359	125	485	356
②確保方策	保育所		419	301		419	301
	認定こども園	134	135	106	134	135	106
	地域型保育		51	17		51	17
	計	134	605	424	134	605	424
②-①		9	120	65	9	120	68

## 【量の見込み】

アンケート調査の結果に基づき各年度の量の見込みを算出しました。

保育ニーズは、就学前児童の減少に伴い、計画期間を通して緩やかに減少していく見込みですが、経済的なゆとりを求める共働き世帯の増加が見込まれるなど、当面の間は、高い水準を維持するものと見られます。

**【確保方策】**

1号認定については、計画期間における利用者の最大見込み人数は令和2年度の135人です。現在は認定こども園が運営しておりますが、概ね現在の体制で対応可能です。

2号認定については、計画期間における利用者の最大見込み人数は令和2年度の555人です。現在の保育所、認定こども園、地域型保育をあわせて、概ね現在の体制で対応可能です。ただし、保育料無償化や共働き世帯の増加により、利用者が増加することも考えられるため、供給不足とならないよう注視します。

3号認定については、計画期間における利用者の最大見込み人数は令和3年度の370人ですが、保育所、認定こども園及び地域型保育において424人の受け入れが確保できるため、供給不足は発生しない見込みです。

### 3 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み及び提供体制の確保

地域子ども・子育て支援事業に該当する事業の利用状況やニーズ調査の結果等により把握した利用希望などを踏まえた上で、計画期間内の「量の見込み」及び「提供体制の確保の内容及び実施時期（確保方策）」を設定します。

#### (1) 延長保育事業

保育が必要な児童に対し、保育所等において通常の保育時間前後などに保育を行う事業です。

#### 【現状】

市内の認可保育所及び認定こども園で18時から19時までの1時間の延長保育を実施しています。令和元年度の実利用人数は391人の予定となっています。

#### 「量の見込み」と「確保方策」

(単位:人)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込	400	396	384	376	376
②確保方策	450	450	450	450	450
②-①	50	54	66	74	74

#### 【量の見込み】

アンケート調査の結果に基づき推計した量の見込みは、令和2年度で400人と、令和元年度の実績見込み(391人)よりも9人多い数字となっています。就学前児童人口の減少に伴い、量の見込みは、毎年度少しずつ減少する見込みとなっております。

#### 【確保方策】

現在の体制で対応できる見込みです。

## (2) 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

就労などの理由により、昼間保護者が家庭にいない就学児童に対して、児童館や保育所などの施設において、放課後に適切な遊び及び生活の場を与え、その健全な育成を図る事業です。

### 【現状】

五島市では従来から高学年の受け入れを実施しており、また放課後児童クラブが設置されていない地域においては、保育所内での小学校低学年の預かり保育を実施しており、平成30年度の平均利用者は、放課後児童クラブは431人、小学校低学年受入は約20人となっており、また、児童館の延べ利用者は、5,877人となっています。

### 「量の見込み」と「確保方策」

(単位:人)

	令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和6年度	
	低	高	低	高	低	高	低	高	低	高
①量の見込	361	128	370	130	342	138	334	130	318	129
②確保方策	494		494		494		494		494	
②-①	5		△6		14		30		47	

※「低」は低学年児童、「高」は高学年児童。

### 【量の見込み】

アンケート調査の結果に基づき、量の見込みを設定しました。利用者数はこれまで増加傾向にありますが、今後、児童数が減少することから、徐々に減少する方向で見込みました。

### 【確保方策】

これまでの利用者数の増加やアンケート調査結果を見ると確保方策が課題ではありますが、今後、児童数が減少することを見込むと、現在の施設で対応できるものとし、令和6年度まで同数値で見込みました。

五島市では、放課後児童健全育成事業の推進とあわせて、放課後子ども教室についても、既存教室の活用や地域の施設等を活用しながら、保護者の就労有無にかかわらず子どもたちの安全・安心な居場所づくりに努めます。

就学後の放課後など子どもの居場所づくりについては、教育、福祉等、様々な分野が関わっているため、今後、放課後児童クラブ及び放課後子ども教室を一体的、または、連携して実施していくために、教育委員会と社会福祉課が連携し、共通理解、情報共有を図りながら、計画的整備等に向けて取り組んでいきます。

### (3) 子育て短期支援事業（ショートステイ）

保護者の疾病その他の理由により、家庭において児童を養育することが一時的に困難になった場合に、児童養護施設等において一定期間養育・保護を行う事業です。

#### 【現状】

児童養護施設に委託して実施していますが、平成27年度から令和元年度実績見込みの平均値は22人でした。

#### 「量の見込み」と「確保方策」

(単位:人日/年)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込	22	22	22	22	22
②確保方策	22	22	22	22	22
②-①	0	0	0	0	0

#### 【量の見込み】

平成27年度から令和元年度実績見込みの利用延べ人数の平均値は22人日でしたので、令和2年度から令和6年度も同数値を見込みました。

#### 【確保方策】

本事業は突発的な利用が主となるため、本事業の今後の動向を予測することは困難な状況ですが、児童の養育が困難となった場合等の緊急の場合に対応するため、現在の体制を維持します。

#### (4) 地域子育て支援拠点事業

子育て中の親子に対する交流の場を設けて、子育てについての相談、情報の提供、その他必要な支援を行う事業です。

##### 【現状】

現在、五島市子育て支援センター、いちごクラブ、ピヨピヨクラブの3か所で実施しています。また認定こども園においても様々なプログラムが実施されています。令和元年度の利用実績の見込みは、月あたり平均 561 人日となっています。

##### 「量の見込み」と「確保方策」

(単位:人日/月)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込	700	685	664	650	650
②確保方策	700	685	664	650	650
②-①	0	0	0	0	0

##### 【量の見込み】

就園していない児童が主な対象児童と見込み、アンケート調査の結果に基づき各年度の量の見込みを算出しました。

計画期間における最大見込み量は令和2年度の700人日で、その後は児童数の減少に連動して徐々に減少することが見込まれます。

##### 【確保方策】

現在の体制で対応できる見込みです。



## (5) 一時預かり事業（幼稚園における在園児に対する一時預かり）

現在認定こども園で実施されている預かり保育（通常の教育時間前後や休日、長期休業期間中に預かりを行うこと。）事業です。「子ども・子育て支援新制度」においては、一時預かり事業の類型の一つとして市が実施主体となって行うこととなります。

## 【現状】

幼稚園の預かり保育は、市内の認定こども園で実施しており、利用実績は平成30年：10,769人日、令和元年度（見込み）：8,173人日となっています。

## 「量の見込み」と「確保方策」

(単位:人日/年)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込	16,080	15,742	15,270	14,965	14,965
②確保方策	16,080	16,080	16,080	16,080	16,080
②-①	0	338	810	1,115	1,115

## 【量の見込み】

預かり保育の利用には、保護者の急用などを理由とする単発的な利用と就労などを理由とする恒常的な利用があると推測されます。そこで、教育・保育の認定区分における1号認定児童を一時的な利用、2号認定児童の一部（幼稚園の利用希望が強いと想定されるもの）を恒常的な利用の対象と想定し、それらの児童数と連動させる形で量の見込みを設定しました。ともに、1人あたり年間240日（週5日×48週）と見込んでいます。

計画期間における最大見込み量は令和2年度の16,080人日/年で、その後徐々に減少することが見込まれます。

## 【確保方策】

五島市内には預かり保育を実施している認定こども園が4施設あります。（幼保連携型認定こども園：1施設、幼稚園型認定こども園：3施設）

一時預かり事業については、ニーズに対応し、認定こども園で受け入れ態勢を確保します。

**(6) 一時預かり事業（その他）**

家庭での保育が一時的に困難になった児童について、保育所等の施設において預かりを行う事業です。

**【現状】**

市内の3施設で受け入れを行っており、令和元年度の実績見込みは年間 3,387 人日となっています。

**「量の見込み」と「確保方策」**

(単位:人日/年)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込	3,500	3,426	3,323	3,256	3,256
②確保方策	11,140	11,140	11,140	11,140	11,140
②-①	7,640	7,714	7,817	7,884	7,884

**【量の見込み】**

アンケート調査の結果に基づき、量の見込みを設定しました。計画期間における最大見込み量は令和2年度の3,500人日で、その後は児童数の減少に連動して徐々に減少することが見込まれます。

**【確保方策】**

市内3施設でサービスを実施することにより、受け入れ枠を確保します。

**(7) 病児保育事業**

児童が病気となった場合に、保育所等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に預かる事業です。

**【現状】**

市内には、病児・病後児対応型と体調不良児対応型がそれぞれ1施設ずつあります。平成30年度の実績は年間623人日で、令和元年度は597人日の見込みです。

**「量の見込み」と「確保方策」**

(単位:人日/年)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込	600	587	569	557	557
②確保方策	641	641	641	641	641
②-①	41	54	72	84	84

**【量の見込み】**

ここ数年の実績では年間500人日から700人日で推移していることから、令和2年度を600人日で見込み、その後は児童数の減少率に基づき設定しました。

**【確保方策】**

現在の体制で対応できる見込みです。

また、ニーズの一部は、ファミリー・サポート・センター事業（病児・緊急対応強化事業）でも対応可能です。

**(8) ファミリー・サポート・センター事業**

育児又は家事の援助を行いたい者（提供会員）及び家事の援助を受けたい者（依頼会員）が相互の援助活動のあっせん、調整等を行うことにより、育児又は出産を行う者が安心できる環境づくりを推進するとともに、育児又出産を支援することを目的とする事業です。

**【現状】**

ファミリー・サポート・センター事業を委託して実施しており、令和元年度は全体で約1,400人日を見込んでいます。

**「量の見込み」と「提供体制」**

(単位:人日/年)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込	1,510	1,510	1,510	1,510	1,510
②確保方策	1,510	1,510	1,510	1,510	1,510
②-①	0	0	0	0	0

**【量の見込み】**

令和元年度の実績見込みをもとに、令和6年度まで同数値を見込みました。

**【提供体制】**

利用ニーズの増加にも対応できるよう、提供会員の増加を図ることにより、提供体制の確保に努めます。

**(9) 利用者支援事業（基本型）**

一人一人の子どもが健やかに成長することができる地域社会の実現に寄与するため、子ども及びその保護者等又は妊娠している者がその選択に基づき、多様な教育・保育施設、地域の子育て支援事業等を円滑に利用できるよう、身近な場所に支援員を配置し、相談への対応や情報提供、関係機関との連絡調整等を行う事業です。

**【現状】**

身近な場所において、当事者目線の寄り添い型の支援を実施するため、基本型事業を委託により実施しています。

「量の見込み」と「提供体制」

(単位：カ所/年)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	基本型	基本型	基本型	基本型	基本型
① 量の見込	1	1	1	1	1
② 確保方策	1	1	1	1	1
② - ①	0	0	0	0	0

**【量の見込み】**

利用者支援事業（基本型）の設置数は、令和6年度まで同数値を見込みました。

**【提供体制】**

基本型の事業展開は現在の体制で対応できる見込みですが、令和3年度に子育て世代包括支援センターを開設する予定であることから、さらなる連携が必要となります。

**(10) 利用者支援事業（母子保健型）**

妊産婦及び乳幼児の実情を把握し、妊娠・出産・子育てに関する相談に応じ、必要に応じて個別支援プランの策定や地域の保健・医療・福祉・教育等に関する機関との連絡調整を行い、切れ目のない支援を行う事業です。

**【現状】**

妊娠届出（母子健康手帳発行）時に保健師が妊婦さんの健康状態などを確認しながら実情を把握し、必要に応じて妊娠中から家庭訪問・電話相談をおこなっています。出産後はすべての赤ちゃんを対象に家庭訪問（乳児家庭全戸訪問・新生児訪問）を行い、必要に応じて関係機関との連携をしながら支援につなげています。

「量の見込み」と「提供体制」

（単位：か所/年）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	0	1	1	1	1

**【量の見込み】**

利用者支援事業（母子保健型）を令和3年度に1か所設置し、令和6年度まで同数値と見込みました。

**【提供体制】**

令和3年4月から「利用者支援事業（母子保健型）」として子育て世代包括支援センターを開設し、利用者支援事業（基本型）と連携しながら、妊娠・出産期から子育て期にわたり切れ目のない支援をしていきます。

**(11) 妊婦健康診査**

妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として健康状態の把握、検査計測、保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業です。

**【現状】**

五島市では、妊婦健康診査を医療機関に委託して実施しています。妊娠届提出時に窓口にて母子健康手帳とともに14回分の受診券を発行し、経済的負担と精神的不安を軽減し、安心して出産に臨めるよう支援しています。

「量の見込み」と「提供体制」

(単位：人)

	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
量の見込み	2,300	2,300	2,300	2,300	2,300

**【量の見込み】**

近年の実績に基づき、量を見込みました。

**【提供体制】**

妊娠届提出時に母子健康手帳を交付する際に、妊婦一般健康診査受診票を併せて交付します。本市では妊婦一般健康診査14回分の公費助成を行います。

**(12) 乳児家庭全戸訪問事業**

生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、様々な不安や悩みを聞き子育てに関する情報提供を行うとともに、支援が必要な家庭に対しては適切な支援サービスにつなぎ地域で子どもが健やかに育つことを目的とした事業です。

**【現状】**

すべての出生児を対象に、助産師・保健師による家庭訪問を実施しています。訪問の受け入れ状況はよく、ほぼ全件の訪問が来ています。早期に訪問することで育児不安を解消し、その後の健診や子育て支援事業への参加につなげています。

「量の見込み」と「提供体制」

(単位：人)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	200	200	200	200	200

**【量の見込み】**

近年の実績に基づき、量を見込みました。

**【提供体制】**

今後も継続して全対象者の把握に努めるとともに、多様なケースに対して適切な支援が出来るよう関係機関と連携して事業の展開を行います。

**(13) 養育支援訪問事業**

養育が特に必要な家庭に対して、家庭訪問を行い、養育に関する指導・助言を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業です。

**【現状】**

乳児家庭全戸訪問の実施結果や母子保健事業から、養育支援を特に必要とする家庭の児およびその養育者に対し訪問支援を行っています。

「量の見込み」と「提供体制」

(単位：人)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	10	10	10	10	10

**【量の見込み】**

近年の実績に基づき、量を見込みました。

**【提供体制】**

今後も妊産婦相談、乳幼児訪問指導、乳児家庭全戸訪問事業の結果、養育上必要と認められるケースに対し継続して訪問指導を行っていきます。



## 4 子ども・子育て支援給付に係る教育・保育の一体的提供と推進体制の確保

### (1) 認定こども園について

認定こども園とは、認定こども園法に基づき、幼稚園的機能と保育所的機能を併せ持った施設として都道府県から認定を受けた施設で、以下の4つの類型があります。一般的には既存の幼稚園や保育所が必要な機能を備えて、都道府県から認定を受けることとなります。

幼保連携型※	幼稚園型	保育所型	地方裁量型
認可幼稚園と認可保育所が、一体的な運営を行うことにより、認定こども園としての機能を果たすタイプ	認可幼稚園が、保育所的な機能を備えて認定こども園としての機能を果たすタイプ	認可保育所が、幼稚園的な機能を備えることで認定こども園としての機能を果たすタイプ	幼稚園・保育所いずれの認可もない教育・保育施設が、認定こども園として必要な機能を果たすタイプ

※幼保連携型は、「子ども・子育て支援新制度」においては、学校及び児童福祉施設としての新たな認可施設の位置付けになります。

認定こども園は、幼稚園及び保育所の機能を併せ持ち、保護者の保育の必要性の有無や就労状況の変化等に関わらず柔軟に子どもを受け入れられる施設であることから、その有用性は高いものと考えられます。

認定こども園への移行自体は、それぞれの施設を運営する事業者の判断に委ねられますが、五島市においては、市内における認定こども園の窓口を一本化し、認定こども園への移行を希望する幼稚園及び保育所に対する支援に取り組みました。また、移行後の施設についても研修の充実や施設への指導監督等を通じて、質の確保を図ってきました。

認定こども園制度は平成18年度から実施されていますが、保護者にとってその具体的な内容についての認知度はいまだに低いことから、「子ども・子育て支援新制度」に基づき保護者が適切な施設を選択できるよう、その周知に努めていきます。

## (2) 教育・保育施設等の相互の連携や小学校等との連携の推進

教育・保育や地域子ども子育て支援事業等を計画的に実施していくためには、市と教育・保育施設、地域型保育事業、その他の子ども・子育て支援を行う者が相互に連携し、協働しながら地域の実情に応じた取組を進めていく必要があります。

特に原則満3歳未満の保育を必要とする子どもが利用する地域型保育は、満3歳以降も引き続き教育・保育を利用できるよう、保育所や認定こども園等と連携していくことが重要で、これについては、市条例等に定められた基準に基づき、必要な連携施設の確保等を図っていきます。

## 5 産後・育児休業後における施設・事業の円滑な利用の確保

就学前児童の保護者が、産後休業、育児休業明けに希望に応じて円滑に特定教育・保育施設等を利用できるようにするためには、特定教育・保育施設等の計画的な整備を行うとともに、保護者に対する情報提供等の支援が必要となってきます。

特に0歳児の保護者が、保育所等への入所時期を考慮して育児休業の取得をためらったり、取得中の育児休業を途中で切り上げたりすることがないように、育休明けの年度途中の利用についての配慮を行っていきます。具体的には、年度途中からの入所希望についても随時対応します。

## 6 子どもの体を養う環境づくり

### (1) 子どもや母親の健康の確保

#### 【現状と課題】

#### ① 母親教室・妊産婦相談

○健康面・心の問題を抱える妊婦が、妊娠中からスタッフとつながり、妊娠期から子育て期間中を通して安心して楽しい子育てができるよう相談ができる場の設定や対策を検討する必要があります。

#### ② 乳幼児健康診査

○少子化や核家族化が進む中、育児に不安を感じる母親等が増えています。また、発育・発達に困り感がある子どもたちも増えており、こうした母親等の育児不安の軽減に努めていく必要があります。

○乳幼児健康診査の結果、発育発達に経過観察や支援が必要とされる乳幼児が増加していることから、保育所等と連携しながら継続した支援が必要です。

○核家族化に伴う家庭における育児力の低下から、家庭訪問や乳幼児健康診査や育児相談において、より具体的で個別的な支援が求められています。

#### ③ 発達支援を要する子どもに関する相談体制の充実

○こども相談（幼児発達専門相談）、すくすく広場（フォローアップ教室）については、利用枠が限られているため、タイムリーに相談が受けられないという現状があります。安定した相談体制を確立していく必要があります。

#### ④ 歯科保健事業

○3歳児のむし歯のない児の割合は増加傾向にあるものの、長崎県や全国平均と比べると少ない現状です。特に1歳6か月児健診後から3歳児健診までの間にむし歯になる子どもが多いことが課題となっています。

#### ⑤ 予防接種事業

○定期予防接種の接種率は、増加傾向にあります。未接種者の背景には、様々な課題を抱えている家族もあることから、母子保健事業の連携についても重要になります。

**【施策と内容】**

## ① 母親教室・妊産婦相談

- 妊娠届の必要性、適正な時期について周知啓発に努め、あらゆる機会をとらえて、妊娠中・産後の不安感に寄り添う対応をしていきます。
- 妊娠・出産・育児について夫婦で理解を深め知識を習得していくことが重要であることから、保健師・助産師・管理栄養士・歯科衛生士の講話・実技を取り入れた「母親教室」を開催し、父性・母性を育みます。

## ② 乳幼児健康診査

- 子どもの疾病の早期発見、発育・発達の確認、育児不安の軽減を目的として、4か月児、10か月児、1歳6か月児及び3歳児を対象に実施します。未受診児については、家庭訪問や来所相談など個別支援の充実に努めます。また、臨床心理士、保育士等の専門スタッフを活用し、多角的な支援を行っていきます。

## ③ 発達支援を要する子どもに関する相談体制の充実

- 言語発達やコミュニケーション等に課題がある幼児とその保護者を対象とした作業療法士による個別相談を実施します。(こども相談)
- 保育所及び幼稚園等を訪問し、乳幼児健康診査で発達支援が必要な子どもや園で気になる子どもの行動観察・情報交換を行い、保育園等と連携して療育支援に努めます。
- 療育を必要とする乳幼児が、適切な時期に相談や発達検査、訓練が受けられるように専門機関などの相談窓口の周知を図り、療育に関する情報提供を行います。(巡回療育相談)
- 相談窓口や乳幼児健康診査においてパンフレットなどを活用し、障がい福祉サービスや療育に関する情報提供を行います。

## ④ 歯科保健事業

- 乳幼児期は歯口清掃や食習慣などの基本的歯科保健習慣を身につける時期として非常に重要であり、生涯を通じた歯の健康づくりに対する波及効果も高いことから、乳幼児健康診査に合わせ、歯科健診やむし歯予防に関する情報の提供・ブラッシング指導を行い、家庭において保護者等が効果的な歯と口腔の健康づくりに取り組めるよう情報提供に努めます。また希望者に対し、フッ素塗布やフッ化物洗口の機会を提供します。

## ⑤ 予防接種事業

- 接種費用の全部または一部を助成し、予防接種法に基づき、適正かつ安全に予防接種を実施するとともに、乳幼児健康診査等の機会を活用した個別勧奨のほか、各関係機関と連携を図りながら未接種者に接種勧奨を実施し、接種率の向上に努めます。また、ワクチン開発等により、接種できる任意の予防接種が増えてきていることから、家庭訪問や乳幼児健康診査等の機会を

捉えて情報の提供を行います。

### 【数値目標】

数値目標	基準値	目標値
	平成30年度	令和6年度
乳児家庭全戸訪問事業の訪問率	100%	100%
4か月児健康診査の受診率	98.6%	100%
10か月児健康診査の受診率	98.6%	100%
1歳6か月児健康診査の受診率	99.5%	100%
3歳児健康診査の受診率	99.1%	100%
5歳児健康診査の受診率	99.6%	100%

### (1) 小児医療等の充実

#### 【現状と課題】

五島市では休日・夜間におけるの小児の初期救急医療は、医師会による在宅当番医や二次救急医療の長崎県五島中央病院及び三次救急医療機関とも連携し、医療提供体制の充実が図られてきました。

小さな子どもを持つ保護者の夜間休日の急な病気やケガなどに関する不安を軽減・解消し、安心して子育てできる環境づくりを推進するとともに、症状に応じた適切な受診を促す必要があります。

#### 【具体的施策】

- 診療時間内に相談できる「かかりつけ医」を持ち、症状に応じて適切に受診するよう保護者へ啓発を推進します。
- 長崎県小児救急医療電話相談支援センターが実施する「長崎県小児救急電話相談 #8000」の保護者への周知に努めます。

### (3) 食育の推進

#### 【現状と課題】

近年、私たちの食生活は、核家族化やライフスタイルの多様化などに伴って大きく変化し、食に対する関心や感謝の念の低下、食生活の乱れ、さらには、日頃からの食生活における栄養の偏りや不規則な食事の増加など、日々の忙しい生活を送る中で、毎日の食の大切さを忘れがちで、健全な食生活が失われつつあります。

今後は、家庭だけでなく保育所や幼稚園、学校、地域、食にかかわるあらゆる関係機関・団体等との連携により、市民が生涯にわたって間断なく食育運動を展開することが必要です。

#### 【具体的施策】

- 家族が食を楽しみながら望ましい食習慣や知識を習得することができるよう、子どもを育てる若い世代に対して様々な場を通じ、適切な食生活や運動習慣、食を選択する力が身につくよう啓発を図ります。
- 母親教室や乳幼児健康診査・健康相談、離乳食教室などを通して、妊産婦及び乳幼児期の発達段階に応じた食育の重要性について啓発を図ります。
- 乳幼児健康診査や健康相談において、望ましい食習慣の啓発や簡単にできる朝食メニューの紹介等を行います。
- 保育所・幼稚園・認定こども園・学校等と連携を図り、子どもの成長・発達段階に応じた食育を推進します。

## 7 ひとり親家庭の自立支援の推進（「五島市ひとり親等自立促進計画」）

### （1）子育て支援、生活支援の推進

#### 【現状と課題】

ひとり親家庭は子育てを主に1人で行っており、仕事と子育ての両立が困難な状況にあり、保育所の優先的な入所や緊急時、病時等様々な状況に応じ適切な保育サービス・子育て支援サービスを受けられるよう支援し自立を促進します。

#### 【具体的施策】

- ひとり親家庭の保護者が安心して就業することができるよう、保育所への優先入所、延長保育、休日保育、病後児保育等の保育サービスの充実に努めます。
- 就業等により保護者が昼間いない小学生を対象に児童の健全育成を図る放課後児童クラブの利用について、今後も、ひとり親家庭の児童が優先的に利用できるよう努めます。
- 育児の援助を受けたい人と援助を行いたい人が会員となり、相互に一定の報酬でサービスを提供する会員組織によるファミリー・サポート・センター事業の利用を促進します。
- ひとり親家庭が生活していくうえで、色々な問題を解決したり、子どもが精神的に安定するように、生活支援に関する講習会や母子家庭等が定期的集い、互いの悩みを打ち明けたり、相談し合う場を設けるなどのひとり親家庭生活支援事業を推進します。
- ひとり親家庭の市営住宅の優先入居について推進します。
- 保護者の疾病や仕事等の事由により児童の養育が一時的に困難となった場合や緊急一時的に保護を必要とする場合、又は育児不安や育児疲れ、慢性疾患児の看病疲れ等の身体的・精神的負担の軽減が必要な場合に、母子家庭等の児童を短期間預かるショートステイ事業を推進します。
- 保護者が仕事等の理由により帰宅が夜間になる場合や休日の勤務、緊急の場合の宿泊に対応するトワイライト事業を推進します。



## (2) 就労支援の推進

### 【現状と課題】

ひとり親家庭においては、子育てと両立させながら就職先を見つけ、就業を続けて行くことは困難が伴うため、個々の事情に応じてきめ細かな就労支援ができるよう、母子・父子自立支援員をはじめとする相談機能の強化や支援体制の整備を図り、安定した就労の確保に努めます。

### 【具体的施策】

- ひとり親家庭の父母及び寡婦に対し、母子・父子自立支援員が就労のための相談に応じます。
- 児童扶養手当受給者等の個別の状況・ニーズに応じ、自立支援計画を策定し、ハローワークと連携し就労につなげます。
- ひとり親家庭の父母の就労を支援するため、市が指定する教育訓練給付講座を受講したひとり親家庭の父母に対して、受講料の一部を支給します。
- ひとり親家庭の父母が、看護師、介護福祉士、保育士等就労に有利で経済的な自立の効果が高い資格を2年以上養成機関で修業し取得する場合、安定した修業環境を整えるため一定の修業期間、給付金を支給します。

## (3) 養育費の確保の推進

### 【現状と課題】

子どもを養育しているにも関わらず、養育費の取り決めをしていなかったり、取り決めをしていても支払いが行われていないなど、その確保が必ずしも出来ていない状況が多くみられます。養育費は、子どもの健やかな成長に欠かせないものであることから、養育費の取り決めを促進するための啓発を推進します。

### 【具体的施策】

- 養育費の制度や公的文書による取り決め方法等について、広報啓発を行います。
- 養育費の取り決めやその履行確保等、法律に関する問題について、母子・父子自立支援員による相談を推進します。

#### (4) 経済的支援の充実

##### 【現状と課題】

ひとり親家庭等に対し、児童扶養手当、医療費の助成及び福祉資金貸付等の経済的支援を行っています。

##### 【具体的施策】

- 児童手当制度に関する周知を図り、適正な給付業務を実施します。
- 父母の離婚や死別等により、児童を養育しているひとり親家庭等に対し、児童扶養手当制度に関する周知を図り適正な給付業務を実施します。
- 経済的な理由で、公立小、中学校への児童、生徒の就学が困難な世帯に対し、費用の一部を援助します。
- ひとり親家庭の保護者の経済的負担の軽減を図るために、医療費の自己負担分の一部助成を行います。
- ひとり親家庭等に対して生活の安定と向上を目的とする福祉資金制度の周知に努め、貸付相談・受付を実施します。
- ひとり親家庭の保育所や放課後児童クラブの保育料について、一定の基準により軽減を実施します。

#### (5) 相談支援の充実

##### 【現状と課題】

ひとり親家庭は、子育てと生活の担い手という二重の役割を1人で担うことから、子育て、就労、生活などの面で様々な困難に直面します。このような状況の中で、母子・父子自立支援員を配置し、個々の状況に応じたきめ細かな相談を行っています。各種支援策の活用を促進するためには、相談員の資質の向上や様々な手段による情報提供が必要です。

##### 【具体的施策】

- 母子・父子自立支援員の研修を実施し、資質向上を図ります。
- 広報紙やホームページで必要な情報提供を行います。

## 8 児童虐待防止策の充実と社会的養護体制の充実

すべての子どもは、子どもの「生きる」「守られる」「育つ」「参加する」権利が守られ、健やかなる成長・発達や自立のために適切な養育環境において生活することを保障されなければなりません。そのためには子どもの安全の確保はもちろんのこと、子どもの最善の利益を優先した対応が必要です。

子育てをしている家庭が孤立せず安心して生活できるように見守り、不安や悩みに対応できるように相談体制を整えていきます。さらに関係機関で連携して児童虐待の発生防止、早期発見・早期対応を図ります。

### ① 相談体制の充実

子ども家庭の様々な不安や悩みに対して家庭児童相談員が相談に応じ、専門的な助言や支援を行います。

さらに子どもとその家庭及び妊産婦等を対象に、実情の把握や相談全般から通所・在宅支援を中心とした専門的な相談対応や必要な調査、訪問等による継続的なソーシャルワークを担う「子ども家庭総合支援拠点」の整備を図っていきます。

また、相談支援を行う職員を研修等に参加させ、対応能力の向上を図ります。

### ② 児童虐待の予防と早期発見・早期対応

妊娠期から支援を必要とする家庭に関わりを持つとともに、乳幼児健診や乳児家庭全戸訪問事業等を行っている母子保健事業担当部署（保健センター）と連携し、児童虐待発生の未然防止に努めます。

地域の民生委員・児童委員や医療、保育・教育、警察や司法等の関係機関で構成される「五島市要保護児童対策地域協議会」の機能を充実させ、児童虐待の早期発見・早期対応を図ります。

子どもの安全が脅かされている状態にある場合、子どもの保護もしくは対応により専門的な判断が必要な場合には児童相談所と連携して適切な措置を図ります。

### ③ 社会的養護の推進

様々な理由において家庭で暮らすことのできない子どもが児童養護施設や里親において健やかに養育され、家庭への復帰や社会復帰ができるように関係機関との連携を図ります。

## 9 仕事と生活の調和の実現に向けた取組

保護者が子育ての喜びを感じながら仕事を続けられる社会を作るためには、教育・保育をはじめとする子ども・子育て支援施策の充実だけではなく、働き方の見直しによる仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）を実現していくことが重要です。特に県や企業、労働者団体等の関係機関と連携し、育児休業等の制度の普及・促進のための環境整備や事業主の取組の社会的評価の推進等の施策を実施していく必要があります。

五島市では、保育施設の整備、ファミリー・サポート・センター事業等の子育て支援事業の充実に加え、平成24年3月に策定した「第2次五島市男女共同参画社会推進計画」に基づき、仕事と子育ての両立に関する市民・事業者への広報・啓発活動等、ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた取組を推進していきます。

## 10 「放課後子ども総合プラン」に基づく取組の推進

国は、保護者の就労などで「小1の壁」と言われている就学後の放課後など、子どもの居場所づくりのために、平成26年7月「放課後子ども総合プラン」を策定しました。

五島市では、放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）の推進とあわせて、放課後子ども教室についても、既存教室の活用や地域の施設等を活用しながら、保護者の就労有無にかかわらず、子どもの安全・安心な居場所づくりに努めます。

就学後の放課後など子どもの居場所づくりについては、教育、福祉等、様々な分野が関わっているため、今後、放課後児童クラブ及び放課後子ども教室を一体的、又は、連携して実施していくために、教育委員会と社会福祉課が連携し、共同理解、情報共有を図りながら、計画的整備等に向けて取り組んでいきます。